YOUテレビ株式会社 放送サービス加入契約約款

YOUテレビ株式会社（以下、「当社」という）と、当社が設置する有線テレビジョン放送施設により放送サービスを受けるもの（以下、「加入者」という）との間に締結される放送サービス加入契約（以下、「加入契約」という）は、次の条項によるものとします。

第 1 条（放送サービスの内容）

当社は、サービス提供区域（以下、「業務区域」という）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持・管理にあたり、加入者に次のサービスを提供します。

(1) 当社が受信・再放送可能な、放送法第 2 条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送とFMラジオ放送の同時再放送サービス
(2) 当社が番組提供会社から購入した番組及び当社が制作した番組等の自主放送サービス
(3) 衛星放送再放送については、PCM音楽放送を除く一般の地上における受信放送と同じ内容とします
(4) 上記事業の附帯するサービス業務

第 2 条（契約の単位）

1. 加入契約は、加入者引込線 1 回線に 1 世帯（同一の住居及び生計をともにする者の集まり）ごととします。
2. 加入者引込線 1 回線で複数世帯が加入する場合、複数世帯の合意により複数世帯を一括して、ひとつの契約（以下、「団体加入契約」という）とすることもできます。 団体加入契約は、加入契約の権利を分割することはできません。なお、団体加入契約が締結された場合は、団体加入契約が優先するため、団体加入契約が解除されたときには各世帯の加入契約も解除されます。

第 3 条（契約の成立）

1. 加入契約は、加入者があらかじめ当社の放送サービス加入契約約款（以下、「約款」という）を承認し、加入申込書に所要事項を記入して提出し、当社がこれを承諾したうえで当該サービスの提供を開始したときに成立します。
2. 当社が加入者引込線を設置し、保守することが技術上困難なときには、加入契約の申込を受理しないことがあります。

第 4 条（契約申込の撤回等）

1. 加入者は、加入申込の日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回、又は当該加入契約を解除することができます。
2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、その文書を発したときに効力を生じます。

第 5 条（最低利用期間）

1. 放送サービスには、1 年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。
2. 加入者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は当社が定める期日までに、「YOUテレビ放送サービス料金表」（以下、「料金表」という）の定めにより、解除料を支払っていただきます。
3. 解除料は、最低利用期間の残余期間に対する加入者の月額基本サービス料の合計額となります。

第 6 条（契約の有効期限）

1. 加入契約の有効期限は、契約成立日から 1 年間とします。ただし契約満了の 1 ヶ月前迄に当社、加入者のいずれからも文書による意思表示のない場合には、引き続き 1 年間自動延長し、以後も同様とします。
2. 団体加入契約の有効期限は、契約成立日から 5 年間とします。 ただし契約満了の 60 日前迄に当社、加入者のいずれからも文書による意思表示のない場合には、引き続き 5 年間自動延長し、以後も同様とします。

第 7 条（加入契約により取得する個人情報の利用目的）

当社が加入契約により取得する個人情報の利用目的は次のとおりとします。

(1) 有線テレビジョン放送事業のサービスを行うための配送、設置、施工、保守、撤去、課金、請求、回収、催促、集金の業務
(2) 有線テレビジョン放送事業のサービスに付帯するサービス業務(NHK 団体一括等)
(3) 有線テレビジョン放送事業サービス内容に対する問合せ、変更、解約、苦情等の対応業務
(4) 加入契約者（本人）による、個人情報に係る開示、訂正、停止、削除の請求に基づく対応業務
(5) 放送サービス、インターネット接続サービスの各利用・販売促進に関する情報の提供（番組視聴状況、志向調査の業務・広告宣伝活動、販売促進活動の各業務）
(6) 「個人情報の保護に関する法律(第 23 条第 1 項)」に基づく情報の第三者提供

第 8 条（料金及び工事等に関する費用）

1. 加入者は、加入契約料及び手続きに関する料金、工事負担金を、料金表に定める通り支払うものとします。
2. 手続きに関する料金とは、加入者が当社に対し約款に規定する手続きの請求をし、当社からその承諾を受けたときに支払いを要する料金をいいます。
3. 加入契約料とは、第 3 条で成立した契約により、当社の有線テレビジョン放送施設を利用する権利の負担金をいいます。
4. 工事負担金とは引込み及び宅内工事費をいいます。引込工事の範囲は、当社のタップオフの出力端子から、加入者宅に設置される保安器まで、宅内工事の範囲は、保安器以降の有線テレビジョン放送を受信するための機器・器具・線路・その他の設備までとします。また、引込みに必要な自営柱の建設、地下埋設鉄筋コンクリートの穴あけ等の費用も含みます。
5. 前項の工事は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が行います。
6. 当社は、第 4 項の工事について加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物を無償で使用できるものとします。 この場合、地主・家主・その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、後日苦情が発生した場合は、加入者が処理するものとし、当社は責任を負いません。
7. 第 4 項の規定による工事に着手後、完了前に契約の解除、又はその工事の取消し、若しくは変更があった場合には、加入者が施工済の工事部分、及び原状に復旧するための工事について別に算出した費用を支払うものとします。

8. 加入者は加入契約を解約する場合、当社は加入者から受領した加入契約料は返金しません。
ただし、加入者が社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互受入制度」を適用できる地域で利用を希望する場合は加入金免除となる「加入済証」を発行します。
9. 加入者は加入契約を解約する場合、当社は加入者から受領した工事負担金は返金しません。

第 9 条（利用料について）

1. 加入者は、料金表に基づく月額基本サービス料及び有料サービス料（以下、「利用料」という）を当社に月単位で支払うものとします。
2. 落雷等、やむを得ない事由により、当社が第 1 条に定めるサービスの提供ができなかった場合は原則として、利用料の減額はいたしません。ただし、月のうち継続して 10 日以上にわたり、すべてのサービスができなかった場合は、当該月分の利用料を無料とします。
3. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがあります。その場合当社は通知を行うものとします。
   （1）加入契約先には、1 ヶ月前迄に通知します。
   （2）団体加入契約先には、60 日前迄に通知します。
4. 当社の設置した利用料の中には、日本放送協会（以下、「NHK」という）の受信料及び、株式会社WOWOW(以下「WOWOW」という）の加入及び視聴料は含みません。
5. 当社は、加入契約料、利用料を季節的に、及び限定的契約で値引きをすることがあります。
6. 加入者が加入契約を月の途中で解約する場合、当社は当月分利用料の一部返還は行いません。

第 10 条（利用料の支払い方法）

1. 加入者は、原則として第 8 条で定める料金及び工事に関する費用を、工事が完了した翌月に、当社が指定する方法により支払うものとし、当社は請求書を発行しません。
2. 加入者は、第 9 条で定める利用料について、当月分を翌月に当社が指定する方法により支払い、当社は請求書を発行しません。
3. 加入者は、第 8 条及び第 9 条で定めた料金の支払いを支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%（年 365 日の日割り計算）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に支払うものとします。

第 11 条（デジタルセットトップボックスの貸与及び販売機器）

1. 当社は加入者の申し込みにより、加入者に対し、デジタルセットトップボックス（以下、「STB」という）を貸与します。契約の期間満了解約・解除のときは、加入者は STB 及び、リモコン等の付属品を当社に返還し、料金表の費用を支払うものとします。
2. 加入者がサービスの内容を変更し、STB を不要として返還する場合は返還の費用として、料金表の費用を支払うものとします。
3. 取扱い説明書及び利用の案内に従って、STB を使用し、故意又は過失による破損・紛失等の場合には、その損害相当分を当社に支払うものとします。なお、STB 用リモコン等の破損、故障又は紛失した場合には有償にて販売いたします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5. 加入者が当社より購入した STB の所有権は料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、その STB が設置された日から 12 ヶ月間STBの動作を保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には当社が無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。ただし、加入者が STB を本来の用法に従って使用していなかったときはこの限りではありません。

第 12 条（ハードディスク内蔵、DVD内蔵及びブルーレイ内蔵 STB の貸与及び販売機器）

1. 当社は加入者に対し、ハードディスク内蔵 STB（以下、「HitPot＜ヒットポット＞」という）、DVD内蔵 STB（以下、DVD－HitPot＜DVDヒットポット＞という）及びブルーレイ内蔵 STB（以下、BD－HitPot＜BDヒットポット＞という）を貸与します。
2. 加入者が貸与を受けるHitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotについては、第 11 条に定める規定に準じます。
3. 加入者が当社より購入したHitPot及び DVD－HitPot の所有権は料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は、そのHitPot及びDVD-HitPotが設置された日から 12 ヶ月間HitPot及びDVD-HitPotの動作を保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換その他必要な措置を講じるものとします。ただし、加入者がHitPot及びDVD-HitPotを本来の用法に従って使用していなかったときは、このかぎりではありません。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行うHitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5. HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの通信機能を利用できない場合があることに同意するものとします。
6. HitPotの通信機能を利用する加入者は、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は利用者の責任において行うものとします。

第 13 条（施設の所有関係）

1. 当社の役務を提供するための施設のうち、当社の所有は放送センターからタップオフまでとし、加入者の所有は引込線以降の全ての施設（ただし、貸与する STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを除く）とします。
2. 加入者は、移設・増設工事等施設を改変する場合、当社に所定の文書で申し出るものとし、その費用は加入者の負担とします。また、これに伴う工事は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が行います。
3. 当社は放送センターから保安器までの施設について、維持管理責任を負います。
4. 加入者は、当社が施設管理の上で必要となる点検等により、サービスの一時停止をすることがあることを、あらかじめ承認します。

第 14 条（保証）

1. 当社の貸与機器に不具合が発生した場合、当社は貸与機器の修理・交換をするものとし、かかる措置を講じた場合、これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

2. 当社から購入したHitPot、DVD－HitPot及びSTBに不具合が生じた場合に当社は第12条3項又は第11条5項の定めに従って当社は保証を履行するものとし、これらに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第15条（責任及び免責事項）

1. 当社の施設が事故等、当社の責任外の事由により業務停止した場合、加入者は、当社の責任を問わないものとします。
2. 当社は、「貸与機器及び販売機器」の不具合により、録画・編集したデータの滅失の場合及び正常に録画ができなかった場合、当社は、これらにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 加入者は、当社がHitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを修理又は交換する場合、あらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動又は複製するものとし、当該HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第16条（便宜の提供）

加入者は、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社が、設備の検査、修理を行うため、加入者の敷地内等への出入りについて、協力を求めた場合にはこれに協力します。

第17条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更、中断及び中止することができます。なお、それに伴う損害賠償等の請求には応じません。

第18条（故障）

1. 当社又は当社の故障修理業務を委託する指定工事会社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨、申し出があった場合には、すみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。
2. 加入者は、当社が提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者の設備による場合は、その設備の保守、改修等に要する費用（出張サービス料も含む）を負担します。
3. 加入者は、故意又は過失により、当社の提供する有線テレビジョン放送施設（貸与するSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを含む）に故障又は紛失が生じた場合はその施設の修復に要する費用を負担します。

第19条（一時停止）

1. 加入者が、当社のサービスの一時停止、又はその再開を希望する場合には、すみやかに文書で申し出るものとします。この場合は、一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の視聴料金は第9条の規定にかかわらず無料とします。
2. 一時停止期間は、1年間で通算6ヶ月以内とし、STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを貸与して使用している加入者は料金表に定めるSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの使用料を支払うものとします。また一時停止期間が6ヶ月を超える場合は、貸与しているSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを返還するものとし、第11条又は第12条に定める費用を負担します。

第20条（設置場所の変更等）

1. 加入者は、当該業務区域内に限り、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更することができます。
2. 加入者は、前項の規定による設置場所を変更しようとする場合、当社に所定の文書で申し出、当社又は当社の工事業務を委託する指定工事会社がその移転作業を行うものとします。また、これにかかる費用は加入者の負担とします。
3. 建物の増改築、建替えにより、一時停止、あるいは新たな引込工事が必要となったときは、加入者がその費用を負担します。

第21条（加入者の地位の承継）

1. 加入者の地位の承継を希望する者は次の手続を経て、当社の承認を得るものとします。
   (1) 相続又は法人の合併などにより加入者の地位の承継があったときは、相続人又は承継する法人はこれを証明する書類を添えてすみやかに当社へ届け出をいただきます。
   (2) 相続人が2人以上あるときはそのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。
2. 次の場合は承認しないときもあります。
   (1) 新しく地位の承継した者が利用料及び工事負担金の支払を怠る恐れのある場合
   (2) 旧加入者が当該変更日までに発生した利用料の支払を怠っている場合

第22条（禁止事項）

1. 加入者が当社から貸与されたSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを他人に貸与・質入れ・譲渡することを禁止します。この場合、当社からSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの返還請求後、加入者はただちに返還する義務を負い、10日以内に返還のないときは、当社はSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの料金表に定める損害金を加入者に請求できるものとします。
2. 加入者が当社のサービスをテープ、配線等で違法に第三者に提供することは有償・無償にかかわらず禁止します。
3. 加入者が、加入申込書に記載した台数を超える受信機をSTB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotに接続すること、また、STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotを改変することを禁止します。

第23条（加入契約の解約）

1. 加入者は加入契約を解約しようとする場合、すみやかに当社所定の文書により、当社に申し出るものとします。
2. 当社は、加入者が第8条及び第9条で定めた料金を1ヶ月以上遅滞した場合及び、その他約款に違反する行為があった場合には加入者に催告のうえ、サービス提供の停止及び加入契約の解除をします。

第 24 条（原状回復）

1. 加入契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、当社は、タップオフから保安器までの施設を撤去し、サービスの提供を停止します。
2. 加入者はタップオフから保安器までの施設の撤去費用と、当社から貸与された STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPot撤去費用を料金表に定める規定に従って負担します。
3. 保安器からテレビまでの施設の撤去を希望される場合は、料金表に定める規定に従って加入者が費用を負担し撤去を行います。また、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合には、加入者の負担とします。

第 25 条（天災・事変に関する事項）

1. 当社施設には保安措置が設けられていますが、落雷等により加入者の受像機及び受信機が破損した場合、当社は責任を負担しません。
2. 天災・事変により、当社の業務に支障をきたした場合、当社は責任を負担しません。

第 26 条（加入者の届出義務）

加入者は加入申込書に記載した事項について変更のある場合、すみやかに当社所定の文書で申し出ていただきます。

第 27 条（B-CAS カード並びに C-CAS カードの取扱いについて）

1. BS デジタル放送用 IC カード（以下、「B-CAS カード」という）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス(B-CAS)カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
2. デジタルCATV放送限定受信用ICカード（以下、「C-CAS カード」という）を必要とする STB 及びHit Potを利用する加入者は、STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPot1台に付き1枚の C-CAS カードを当社より無償貸与されるものとし、STB、HitPot、DVD－HitPot及びBD－HitPotの解約又は契約の解除後は、すみやかに C-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換及び返却を請求することができるものとします。
3. C-CAS カードは当社に帰属し、加入者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更並びに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意又は過失により C-CAS カードを破損又は紛失した場合には、加入者は料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。

第 28 条(加入契約により取得する個人情報)

1. 当社が契約により取得する個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱うものとします。
2. 個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

第 29 条（反社会勢力排除）

1. 加入者は、当社に対し、次の各号の事項を確約する。
   （1） 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して、「反社会的勢力」という）ではないこと。
   （2） 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
   （3） 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、加入契約を締結するものでないこと。
   （4） 自ら又は第三者を利用して、加入契約に関して次の行為をしないこと。
   ① 当社に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
   ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
   ③ その他前各号に準ずる行為。
2. 加入者について、次のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、加入契約を解除することができる。
   （1） 前項第１号又は第２号の確約に反した場合
   （2） 前項第３号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
   （3） 前項第４号の確約に反した行為をした場合
3. 第２項の規定により加入契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものとする。
4. 第１項又は第２項各号に定める行為により損害を被った当社は、加入者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第 30 条（約款の改定）

当社は有線テレビジョン放送法の規定に基づきこの約款を改定することがあります。この場合当社は、その内容並びに効力発生日を加入者に通知します。

第 31 条（定めなき事項）

本契約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社と加入者はお互い誠意をもって、協議し解決にあたります。

第 32 条（裁判管轄）

万一、当社と加入者との間でこの契約について紛争を生じたときは、横浜地方裁判所又は、横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附　則

1. 当社は特に必要がある場合、この約款に特約を付することができるものとします。
2. この約款は平成 28 年 8 月１日より施行します。

（宣伝活動に関する特約）

1. 加入者は、当社より送付される番組案内にチラシ等が同封されることを了承するものとします。
2. 加入者は、当社が提供する番組の放送事業者より宣伝、販売促進活動がなされることを了承するものとします。

（新規加入受付廃止コースご利用のお客様への端末保証処置について）

現在、新規加入受付を廃止にしているアナログコースに利用しているホームターミナルが故障等により交換する場合においては、STB に交換する場合があり、加入者はそれを了承するものとします。

（クレジットカード支払いに関する特約）

1. 加入者は、加入者が支払うべき当社の工事費、利用料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。
   また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3. 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に加入契約を解除できるものとします。